

第34回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月11日（月） 午前9時00分から午前10時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 議席 1番 藤井 利徳

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席18番 今井 百合 委員
議席 2番 福永 克哉 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第150号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第151号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第152号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第153号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第154号 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」及び「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」について
- 議案第155号 甲賀農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

局長	西田 哲之
局長補佐	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席1番藤井委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席18番今井百合委員と議席2番福永克哉委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第150号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号8について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページから2ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は相続により取得したものの、自身が他所に居住していることもあり、建屋と併せて農地処分を検討していたところ、農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。本件は、令和7年7月総会に3条申請で取得された農地の関連地であり、土地整理の上で残っていた今回の農地部分について、前回同様に当該譲受人が引き受けされるものです。譲受人は、居所に隣接する当該申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号8については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。ただいま事務局の説明があつたとおりです。この件については、譲受人が空き家バンクで取得された過去がございまして、私の近所で家族そろって一生懸命に農業に励んでおられます。何ら問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 推進委員、区域番号1番山中です。この議題につきましては、今ご説明されたとおりでございます。譲受人も今までどおり農地を守るということでございますので、私としても問題なしと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号8について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号8については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号9について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号9番について説明します。参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。申請地は譲受人の所有する農地の隣接地であり、今後、農業の規模拡大を考えていたことから農地の所有権移転について譲渡人に相談をしたところ、譲渡人がこれを快諾し、申請されました。譲受人は、地区の主要な担い手として今後も耕作される見込みであり、申請地にて花き及び水稲の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号9については、議席14番植西委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号14番植西です。今の事務局の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。3月24日に、推進委員の西尾さんと譲渡人の推進委員である関谷さん

と私の3名で現場を確認しております。譲受人は、隣で水稻を耕作しておられますので、今後、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号43西尾推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号43番西尾です。ただいま事務局、農業委員さんの説明のとおりです。特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 議席番号9勝井です。耕作されるのは、楢を引き続きされるのですか。

担当農委 ある部分で楢を植えられると思いますが、ほとんど伐採、根起こしをして水稻をするということです。

議 長 他にご質問等もないようですので、3条調書、整理番号9について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第150号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第151号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 4条調書、整理番号4について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4番について説明します。
調書は5ページ、参考図は5ページ、6ページ、土地利用計画図は7ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請地を賃貸用駐車場にするための申請です。

計画によると、申請地の隣接地で工場を操業している事業者が従業員用駐車場として賃貸していた箇所について、近年周辺で大規模な分譲宅地が予定されており、

当該地がその事業地に取り込まれることから、この代替地を検討されていたことと
ことです。この点、今回申請地の西側にはすでに既設駐車場があったことから、その
一続きとして土地利用を行う上で、代替地として最適な箇所であったことと、ま
た、申請人自身も将来に向けて継続した耕作が厳しくなってきたことから、双方合
意に至り、今回、従業員用の駐車場としておよそ40台分の駐車スペースを確保
し、貸借されるものです。なお、本件の転用事業者は地権者である当該申請人であ
り、申請人が賃貸用駐車場として整備したものについて、隣接する事業者が利用す
るものであり、4条申請となっています。また、申請地の一部利用となることか
ら、調書には実利用範囲の面積を内面積で記載しているとともに、残地は引き続き
申請人の所有農地として保全管理されます。造成工事は、整地作業程度による露天
利用とされ、盛土等による土砂流出は見込まれません。また、雨水排水について
は、自然地下浸透処理ですが、もともと茶畑で、現在は畑利用地であるほか、周囲
が自己所有地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないもの
と考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 4条調書、整理番号4については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。4条調書、整理番号4番について、説明いたします。
令和8年4月15日に伴推進委委員と現地を確認し、申請者から転用計画を聞き
取りました。申請地は、住宅裏の大面積の畑で、申請者は年齢的に全てを維持管
理することが難しくなっているなかで、隣接する工場の駐車場として賃貸契
約の打診がありまして、現在のところ、耕作せず除草管理もままならないため、
転用するに至ったという事です。また、周辺農地に被害はないと考えられ
ることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号9伴推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号9番伴です。ただいま詳しくは事務局及び農業委員さんから説明があ
ったとおりです。私も同様に面接をさせていただきましたけれども、申請書どお
りということで何も問題ございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質
問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号4について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号4については、許可することに決定いたします。

議 長 続きます、4条調書、整理番号5について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5番について説明します。
参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画図は10ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域の第2種農地です。
申請地を工場への進入路にするための申請です。
当該案件はおよそ半世紀前に、農地に隣接する河川の改修工事が実施された際、農地の半分以上が河川の護岸として取り込まれ、その残地部分について、不整形地で農地利用が困難であったことから、隣接地で事業を営む事業者用の通路として利用されてきたもので、今回現況に合わせて土地整理するための申請です。よって、新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しません。雨水排水については、自然地下浸透処理ですが、周囲に農地がないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 4条調書、整理番号5については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席13番、黄瀬です。4条調書、整理番号5番について、説明をさせていただきます。今、事務局のほうから詳しく説明がございましたし、現地は福山推進委員と確認をしております。案件は、河川改修の時にほとんど地権者が寄附をされたと聞いておりますので、今回は現状に沿った形での申請というところがありますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号40番福山です。整理番号5番について、推進委員の立場から補足説明させていただきますが、事務局並びに当地区の農業委員の説明があつたとおりでございます。現況や地権者の言っておられたことから、転用される目的もない

し、状況からしましても農地が近辺にないことから全く懸念はないと思われ
ます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質
問等がございましたら、お伺いします。

委 員 　　【質問等なしの声】

議 長 　　ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号5について採決いたしま
す。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　　【挙手全員】

議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可することに決定いたします。

議 長 　　議案第151号については、以上であります。

議 長 　　続きまして、議案第152号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。

議 長 　　5条調書、整理番号2については、整理番号3と関連がございますので一括審
議といたします。なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　整理番号2番及び整理番号3番について説明します。
調書は7ページ、参考図はいずれも11ページ、12ページ、土地利用計画図
は13ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域の第3種農地です。申請内容は、広場・ドッ
グランを目的とするもので、北側のドッグラン部分が賃貸借、南側の広場一体が
売買です。今回、契約手法に違いがあるため、別申請とされましたが、内容は
いずれも同一事業となっています。

計画によると、譲受人は平成11年の設立以来、行政から道の駅の運営及び管
理業務を受託している事業者であり、近年再整備がされた道の駅の賑わい創出
や、人が集う観光発信地として機能するために、道の駅の隣接地である当該地
で、広場及びドッグラン設備を計画されたものです。広場及びドッグランは芝生
として整備される他、広場利用に繋がるように隣地に8台分の駐車場を併せて整
備されます。造成工事については、盛土及び切土により整備されるものの、土砂
が流出しないように、端部は重力式擁壁などのコンクリート構造物を設置されま

す。雨水排水は、敷地の外周部に設ける排水路を通じて集水後、市の道路側溝に接続し放流される見込みであり、周囲が譲渡人の自己所有地及び施設用地に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、残高証明書にて確認をしています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、整理番号2番及び整理番号3番のいずれの案件も、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号2及び整理番号3については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。整理番号2番及び3番につきまして、3月18日、推進委員の大森さんと共に現地確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。申請地は既存の道の駅に隣接しており、今回の広場及びドッグラン整備は、利用者サービス向上や地域の賑わいづくりにつながるものと感じました。また、造成や排水計画についても周辺農地への影響が生じないよう配慮された内容であることを確認しました。以上のことから、本件につきましては許可して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号17大森推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号17番大森です。ただいま中本委員並びに事務局のご説明のとおりでございます。特に補足することはございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号2について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号2については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、5条調書整理番号3について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3については、許可することに決定いたします。
また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定の締結と「同時許可」となります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号4について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号4番について説明します。参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。

申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は隣接する宅地に居住しており、立地利便性の観点から、宅地裏の当該地を永らく駐車場利用してきたもので、今回現況に合わせて土地整理するための申請です。特段の造成工事はなく、すでに十分締め固まった現況地盤での利用であり、新たな土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は、自然地下浸透処理であるものの、溢れた雨水は南側の道路側溝に放流処理されるほか、これまで特段の影響がなく、周囲が自己所有地であることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 5条調書、整理番号4については、議席11番奥村委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書4番について、ただいま事務局より説明があったとおりでございます。3月29日、申請者立ち合いの元、推進委員の藤井さんと3名で説明を受けました。申請者は市外にお住まいですが、この度、両親が亡くなられ、長男のため相続されます。今後、通いながらですが管理をされると聞きました。本件は許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号19番藤井推進委員、意見をお願いします。

- 担当推委 区域番号19番藤井です。いま事務局と農業委員さんからの説明があったとおりで、特に問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号4について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号5について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号5番について説明します。調書は8ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。申請内容は、自己用住宅を目的とする農地の使用貸借です。計画によると、譲受人は他市に居住しているものの、ライフステージの変化により、将来を見据えて新たに戸建て住宅が必要となり、実家にほど近く、譲受人の親が所有する当該地を貸借し、建築面積139.13平方メートル、建ぺい率38.74パーセントとなる住宅を建築されます。造成工事については、地盤改良される以外は盛土切土による特段の工事がなく、土砂流出は見込まれません。雨水排水については、敷地内に排水路を整備し、最終的に道路側溝に接続し放流されます。その他、汚水・雑排水については既設の下水道管に接続されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号5については、議席11番奥村委員説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号11番奥村です。5条調書5番について、ただいま事務局より説明があったとおりです。3月29日に申請者立ち合いの元、推進委員の中邨さんと3

名で申請内容の説明を受けました。この度、親元の近くに新居を考えてお爺様の名義ではありますが贈与されます。少し面積が広いですが、残りの土地は家庭菜園等に利用すると聞きました。周辺の農地に被害はないと考えることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号20中邨推進委員が欠席ですので、事務局に意見を朗読させます。

事務局 代読します。申請地は土地改良事業に該当せず、農地利用最適化推進には支障ありません。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号5について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可することに決定いたします。
議案第152号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第153号「農用地利用集積等促進計画の（案）にかかる意見について」を議題といたします。
なお、議席5番中本委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【中本委員 退席】

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第153号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

10ページから11ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる甲、農地の受け手となる丙と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計70,844平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、12ページの参考資料のとおりです。

次に、13ページの農用地利用集積等促進計画の案、機構から受け手をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権および使用貸借の設定面積は、合計11,505平方メートルです。

同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、14ページの参考資料のとおりです。

次に、15ページの農用地利用集積等促進計画の案、所有権の移転をご覧ください。こちらは、前ページの耕作者変更とは異なり、中間管理機構を通じた売買を理由とするもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、権利移転の面積は、合計1,351平方メートルです。

同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、16ページの参考資料のとおりです。

なお、経営状況の欄に記載の者の中には、渡し手と受け手それぞれに該当するものが含まれていますが、これらを相互に乗算せず、いずれも現時点での経営状況面積を揃えたうえで表示しているのご承知ください。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご意見もないようですので、議案第153号について採決いたします。
農用地利用等集積促進計画の案に関して、意見なしとして意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第153号については、農業委員会として、付すべき意見はなしとして市長へ提出することに決定いたします。
それでは、中本委員の着席を求めます。

【中本委員の入室・着席】

議 長 中本委員に報告いたします。ただいま審議いたしました、議案第153号については、農業委員会として、付すべき意見はなしとして、市長へ提出することに、決定いたしました。

議 長 議案第153号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第154号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」及び「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、別紙様式5、令和7年度 農業委員会の農地利用最適化の推進状況等について説明します。

まず、Ⅰ 農業委員会の状況です。体制は令和8年4月1日現在、農家農地の概要は、令和2年農林業センサス、令和7年度末の統計、そして耕地作付面積統計を基に県が加工した数値を使用しています。

次に、Ⅱ 最適化活動の実施状況です。1 成果目標、(1) 農地の集積では、令和7年度末の集積面積が2, 141haとなりました。集積率は45.1%、達成率は89.6%で、期待をやや下回る結果となりました。(2) 遊休農地の解消は、緑区分の遊休農地の解消率が100.6%、黄区分の遊休農地の解消面積が2.5haとなり、期待をやや下回る結果となりました。(3) 新規参入の促進では、公表農地面積3.6ha、新規参入3経営体、取得1.4haとなり、目標に対する達成状況が22.8%により期待を下回る結果となりました。

2、活動目標。活動強化月間では、ブロック会議を計2回及び3月の新規就農者との意見交換会を実施しました。また、3月の新規参入相談会には農業委員9名が参加しました。

総合評価は、国の定める計算により7点となり、期待どおりの結果となりました。

最後に、推進委員の活動日数ですが、国基準の月平均10日に対し、実績は月平均の最高値が3.83日のため全員が未達成となり、期待を下回る結果としています。

Ⅲ 事務の実施状況については、総会部会の開催、農地法3条許可、転用処理件数などを記載のとおりです。

続きまして、別紙様式1、令和8年度 最適化活動の目標の設定等案について説明いたします。

まず、Ⅰ 農業委員会の状況については、先ほどの別紙様式5と同じ数値のため、説明を省略します。

続いて、Ⅱ 最適化活動の目標について、令和7年度から変更のあった点を中心に説明します。

1、最適化活動の成果目標。(1) 農地の集積。①現状及び課題は、令和7年度の実績値をそのまま使用し、課題も引き続き同様としています。②目標については、農業振興課が作成した基本構想に基づき、目標年度は昨年度と同じく令和13年度としています。農地面積、(C) 4,674haは、令和7年度末の耕地面積4,750haから、直近5年間の平均減少面積76haを差し引いた数値です。新規集積面積は、令和13年度の推定農地面積4,370haに集積目標率75%を掛けた集積目標面積3,278haから、残り5年間で按分した数値の227haとしています。令和7年度末の集積面積、(D) 2,368haは、現状の2,141haに今年度の新規集積面積227haを加えたものです。

(2)、遊休農地の解消です。既存遊休農地の目標は、令和3年度時点の数値を基に毎年同じ設定です。緑区分の解消目標は247haの5分の1としています。新規発生遊休農地は、令和7年度の利用状況調査で新たに報告された面積の25haを用いています。(3)、新規参入の促進。①現状及び課題は、令和5年度から7年度までの3年間の実績を記載しています。②目標は、権利移動面積について過去3年の実績と平均値、公表面積は平均109haの1割である10.9haとしています。

2、最適化活動の活動目標ですが、(1) 推進委員の活動日数は、要綱に基づき10日としています。(2) 活動強化月間の設定は、令和7年度と同様です。(3) 新規参入相談会は、農業振興課の確認により、年1回の実施予定としています。

以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　18番、今井です。ただいまの事務局の説明でみなさんご理解されていますでしょうか。数字を羅列して説明されて、私もなかなか把握できない。どういう表現をしてもらったら分かり易いのかということもご意見いただけたら、みんな良く分かると思います。例えば、地図で区分分けしているとか、棒グラフにしているとか、農業委員の活動は少ないけれどこんな事をして欲しいとかの目標とか、意見をいただけたら別紙でも分かり易い説明をさせていただけるのではないかと思いますがいかがですか。

議長 　毎回、活動方針の方で議論いただいていますし修正していただいていますので、今日初めて聞かれても分からないと思います。活動委員会の方でご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

特に目標については、令和13年度からの逆算で出している数値ですので変えられないということで、それに対しての実績が出来ているかということです。我々としては、頑張って実績を達成できるようにしていくしかないという事になります。

議長 その他、ご質問もないようですので、議案第154号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第154号については、決定することといたします。
議案書の案を消していただきますようお願いいたします。

議長 議案第154号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第155号「甲賀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第155号について説明します。
農地等の利用の最適化の推進に関する指針ですが、3年ごとに見直しが必要とされていることから、前回の令和5年度に見直した指針を元に案を作成しました。なお、目標の数値は見直しの対象としておりません。各ページの現状の数値につきましては、先ほどの令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表と同じ数値を使用しています。1ページ目ですが、赤字の部分の地域計画のブラッシュアップを追加いたしました。2ページ目ですが、3年後目標は、まず、農地面積は過去5年間の平均減少面積が年間76haのため、3年間で228haの減少となり、3年後の目標は4,522haとしました。遊休農地面積は、令和4年3月に作成された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、目標年度の令和14年4月には遊休農地の解消を目標としています。このことから、令和11年の割合を、現状の遊休農地の割合4.8%の半分の2.4%とし、遊休農地面積は、農地面積4,522haの2.4%の108haとしました。③非農地判断についてですが、既に開始していることから、非農地判断を行い、守るべき農地の明確化を図るとしました。4ページ目の括弧1担い手への農地利用集積目標ですが、3年後目標は、令和4年3月に作成された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、集積率を75%にするとされていることから、その目標に到達するための集

積面積が年間227ha増加となることから3年後の目標値を端数処理も含め2,823haとしました。

続きまして、参考、担い手の育成確保ですが、総農家数及び主業農家数はセンサスの数値を使用しています。3年後の目標は、認定農業者数は目標数の半分、認定新規就農者及び基本構想水準到達者は目標に到達していることから現状の数値としています。6ページ目ですが、(1)新規参入の促進目標ですが、3年後の目標は、個人につきましては、令和4年3月に作成された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、年間1人の増加と0.1haの増加とされていることから、21人及び3.9haとしました。

事務局の説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、議案第155号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第155号については、決定することといたします。
議案書の案を消させていただきますようお願いいたします。

議長 　議案第155号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は33ページから34ページ、参考図は20ページから22ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が2件であり、駐車場、太陽光発電、工場用地を目的とするものです。説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【質問等なしの声】

議 長 続きますして、報告事項に入ります。
事務局報告事項について、順次事務局からお願いします。

事 務 局 ○事務局報告事項
・農地資料集積計画に係る利用権設定満了報告
・地域パトロールについて
・組合長名簿の配布について
・経過と予定

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。